

Title	翟新君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.7 (1998. 7) ,p.126- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980728-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

四 右のように、本論文は、わが国におけるフランス刑法研究に新生面を開く基礎研究であると同時に、解釈論的にも、未遂犯の理論の視座転換を示唆するものである。以上を総合し、審査員一同は、末道康之君が法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与されるに適格であると認定するに至った。

平成一〇年三月三日

主査	慶應義塾大学法学部教授	平良木登規男
	法学研究科委員法学博士	
副査	慶應義塾大学法学部教授	井田良
	法学研究科委員法学博士 (Dr. Jur.)	
副査	慶應義塾大学名誉教授	宮澤浩一
	中央大学総合政策学部教授	
	法学博士	

翟新君学位請求論文審査報告

翟新君学位請求論文審査要旨

翟新君提出による学位請求論文『東亜同文会と中国——

戦前期日本における非政府組織の対中活動の理念と実像——』の構成は次のようである。

第一章 序論

第一節 東亜同文会の対中活動の概説

第二節 研究の課題

第二章 東亜同文会の思想的源流

——荒尾精の中国観——

第一節 序言

第二節 中国観形成の舞台

第三節 対中論策の視角

第四節 「商権競争」構想

第五節 日清戦争善後策

第六節 結語

第三章 東亜同文会と中国の改革運動

——一八九八年～一八九九年——

第一節 序言

第二節 東亜会と同文会の戊戌変法観

第三節 東亜同文会の康有為、梁啓超一派への対応

第四節 東亜同文会の中国改革観

——『東亜時論』・『亜東時報』を中心に——

第五節 結語

第四章 東亜同文会における「連邦保全」構想

——義和団事変への対応——

第一節 序言

第二節 「連邦保全」構想の提起

第三節 「連邦」樹立案の政治過程的展開

第四節 「北進」方針による「連邦」樹立案の解消

第五節 結語

第五章 東亜同文会の中国世論形成活動

——一九〇〇年～一九〇一年の

『同文滬報』をめぐる考察——

第一節 序言

第二節 『同文滬報』の創刊事情

第三節 『同文滬報』の中国保全に関する宣伝

第四節 『同文滬報』の譲渡とその原因

第五節 結語

第六章 東亜同文会の日中共存論

——中国ナショナリズムへの対応

(一九一九～一九二九)——

第一節 序言

第二節 共存主張とその理由

第三節 共存論の権益論的展開

第四節 共存論と中国状況認識

第五節 結語

第七章 東亜同文会の満州事変観

——『支那』誌の論調分析を中心に——

第一節 序言

第二節 事変前の満蒙問題認識

第三節 事変下の二重的対応

第四節 満州国建立後の局面打開策

第五節 結語

第八章 結論

あとがき

東亜同文会は日清戦争後の一八九八年、中国の保全、中国国内の改革への助成、中国の時事問題の研究とそれに基づく実践、世論の喚起を会の綱領として出発した非政府組織である。その後四六年にわたり、積極的対中政策の施行と親日的気運形成のための世論喚起、中国に関する調査研究と政策提言・対中活動のための人材の養成、ひいては政治過程への直接参加を通して、日本政府の対中国政策決定、日中両国関係などに多大な影響を与えた。だが、これまで

東亜同文会の全体像に関する研究は十分に行われたとは言い難い。アメリカのレイノルズの研究は、同文会を事例のひとつとして取り上げているが、基本的に二次資料による概説的なものであり、また日本の坂井雄吉、酒田正敏、大森史子、細野浩二、中下正治諸氏の研究も、同文会のある一部分、または個人に限定して考察したものであって、その全貌を明らかにしていない。

本研究は、日清戦争後から満州事変に至るまで、日本の一非政府組織であった東亜同文会の対中国理念とその実践活動が、国際政治状況及び中国近代史上の重要な政治的変動によって、その内実がいかに変化していくかを同会の中国認識と対中活動を示した日中両国における日本語・中国語機関誌や、同会幹部及び関係者の日記、回想録などの一次資料の分析を通して考察したものである。

では、内容について紹介していこう。

第一章の序論に続いて、第二章「東亜同文会の思想的源流——荒尾精の中国観」は、二八歳で情報将校として中国に派遣され、漢口で楽善堂を、上海で日清貿易研究所を設立し、三八歳で急逝した同時代でも数少ない中国活動を積極的に行う軍人であった荒尾精が、どのような活動を行い、どのような中国観を持ち、それが東亜同文会における対中

活動路線の思想的背景となったかを解明しようとしている。本章は日清戦争前及び戦中の荒尾の言動を追って彼の中国観を考察しているが、荒尾の中国意識は、明治維新以来の国権主義的風潮から生まれて来た中国への関心から出発した。本格的にそれを展開させ、かつ体系化させた土台は、中国本土に対する踏査と情報活動である。彼の広範囲に及んだ組織的な情報工作は、中国情況に対する把握において日本でも最先端に位置したものであった。欧州列強の在中國勢力の増強と中国の弱体化は、日本自身にとっての安全の危機と、対中進出の「機運」が併存することを意味した。ここに荒尾の日本の安全保障と大陸進出の必要に導かれた東アジアにおける中国の位置づけを特徴とするいわゆる「唇齒輔車」的な中国観の原点があった。日清戦争前には国際情報に基づいたとらえ方から、中国に対し人権的、民族的な連帯より、地政学的意識が支配的であったことが特徴であり、単なる「和親論」だけでなく「開戦論」とも一線を画するものであった。荒尾が提案したのは、中国市場の支配権の争奪を意味する商権競争であり、それは日清貿易研究所と、日清貿易商会構想に結実する。日清戦争の勃発、特に日本側の戦勝に伴い荒尾は戦後処理問題では慎重な立場に転ずる。すなわち朝鮮問題の解決に依じて彼に意

識されたのは、西欧の脅威であり、日清戦争が東洋諸国のための一大義戦であるという戦争観であった。こうして荒尾は、日清戦争前における清朝に対する不信と失望を保留し、政治的に両国の同盟関係の形成を否定しながら他方では西欧への対抗の観点から、中国の物的価値を重視し、経済地理的な日中提携を強調したのである。すなわち、朝鮮の独立の確保とともに、欧州諸国以上の在中経済利殖の獲得を主張する一方、領土活用及び巨額の賠償金要求への反対を唱え、その均衡をはかろうとした。こうした荒尾の中国観には、荒尾の死後、「支那保全」を旗印として中国活動を開始した東亜同文会の対外認識の原点を求めることができるとの指摘がなされる。本章では従来のような荒尾を「軍事情報機関への組織者」、「侵略主義の立案者」といった一面的な理解でなく、これを多面的にとらえようとしたことが特徴である。

第三章「東亜同文会と中国の改革運動——一八九八年～一八九九年」では、東亜同文会による康有為、梁啓超一派への対応と、中国の改革運動に対する認識を扱っている。特に東亜同文会における会自体の理念の実践と、当面の対中外交上の摩擦回避の間に展開した言動に焦点をしぼり、同会の在日康・梁一派への対応と清末改革観を追い日本の

清末中国の変革運動に対応する一断面を明らかにしようとして試みている。まず、東亜同文会の対応を連続して把握するために、その前身であった東亜会と同文会における戊戌変法観が検討される。日本の政界と言論界に深いつながりを持ち、中国問題への深い関心の持ち主であった東亜会と、中国を個人の立身出世の場とする現地活動派を中心に結成された同文会の間には、清末の改革運動、特に康・梁一派の活動に対して、認識上、対応上の差が見られた。しかし、康・梁など改革派の対日評価及び親日反露傾向に注目し、かつこれを改革支持の最大の理由としたという点では一致していた。東亜同文会は、東亜会と同文会の合同によって成立したが、その政治路線は両会の自然の延長ではない。人脈、規模においてより高い時点で組織され、体制、政策及び中国政局の流動の影響を受けていた同会では、その活動は簡単に原則にそって展開されるはずもなく、それはまず改革の挫折で来日した康・梁一派への対応として現われた。すなわち会の核心的存在である近衛篤磨の康・梁一派重視にはじまり、ついには康有為の離日勧告の主役を演ずることに終わったという転向は、同文会系の会員の助言と、外務当局の勧告の影響があったが、根本的には近衛自身の対中観によるものであった。すなわち東亜同文会運動をば

じめる目的のひとつに、日本の在中利益の拡大、改革の失敗及びその利用価値の終焉に伴って支持する根拠も失われたのである。もちろん、その裏には対中事業展開のために、両派と対立していた清朝及び地方有力者を意識しながら、不偏不党の印象作りを通して、対中活動を広げようとした意図があつたのである。こうした両派への保守的な対応とは別に、注目されるのは『東亜時論』『亞東時報』両誌において、一貫して活発な中国改革支持論を展開したことである。すなわち日清同盟論を否定しながら、中国はあらゆる点において日本を手本とすべしということであつた。要するに東亜同文会における清末中国の改革運動への対応は、国益中心の政治目的上では政府と大差がなかつたが、積極的な対中戦略論に動機づけられている点で、政府の消極的対応とは対照的であつた点が指摘される。従来の研究は、東亜同文会の個別人物、及び同会の前身の一つであつた東亜会の戊戌変法及び康・梁一派の活動への対応を考察しているものはあるが、東亜同文会全体の動向は究明されておらず、またこの時期の東亜同文会の言論を反映した基礎資料である在日、在中の言論機関であつた『東亜時論』『亞東時報』の論述はほとんど利用されていなかったのに対し、本章ではそれをいねいに活用した点が評価されよう。

第四章「東亜同文会における『連邦保全』構想——義和団事変への対応」は、東亜同文会の義和団事変への対応を検討したものである。東亜同文会も日本の政府、軍部と同様に、組織的に義和団事変に直接関与した。同会は、北京占領後、中国の分割が列国によつて実施されることを想定し、民間団体の立場を利用して、南方において分離工作を推し進めていた。その工作は清朝に対立していたと思われる南方諸政治勢力の独立を勧告、南方諸省で日本の勢力範囲といえる「連邦」国家を作り出そうとするものであつた。こうした工作は事変発生後、欧米と一致する歩調をとる方針で臨んだ日本政府の公式な立場とは異なり、同会の独自の行動であると主張された。すなわち、日本政府と列国による共同出兵には反対しないものの、欧米列強の中国政策に対する警戒感が反映されていた。本章は、東亜同文会的事変への対処として生じた「連邦保全」構想と、その政治過程を検討し、状況の変化による同会の主要な対中理念であつた中国保全論の変容の考察に焦点を置いている。事変勃発後、列強による分割の局面が戦乱中に生まれることを想定し、南方に清朝以外に新政府を作ることを含む計画が、東亜同文会幹部の一部により画策された。しかし、會長近衛篤磨の慎重な姿勢により、会の活動方針としては採択さ

れなかつた。近衛の立場を一変させたのは南方情勢の変動、すなわち南方諸総督が清朝の開戦命令を拒否し、南方で列国と相互保護約定を結んだことであつた。これを独立的傾向とみなした近衛は、根津一によつて構想された南方における親日的国家樹立を目標とする連邦保全案に賛同する方向に態度を変えた。外務省の慎重論と、同会幹部の一部の反交論により、議論が分れたことに對し、当分の間時局への対応方針は明示しないことを近衛は決定する。近衛のこのあいまいな態度は、連邦案の実施を黙認するのと同じ意味を持つた。こうした状況の下で、連邦政府樹立運動は、中国の中部と南部において、三つのレベルで展開された。南方総督への独立説得工作を放任しながら、唐才常一派の蜂起計画に對し傍觀の態度をとり、孫文一派の蜂起計画には徹底的に反對した。ここには孫に對する厳しい取締まりを行った日本政府の影響と、唐を康有為の一派と見て利用価値が低いとの同会幹部の認識があつた。南方総督の独立反對の表明と、唐、孫の蜂起の挫折により同文会の連邦政府樹立案は非現実的なものとなる。同会に連邦構想を完全に放棄させた原因は、ロシアの滿州占領に對するため対中活動の重心を対露強硬運動を中核とする「北進」に転じたという方針転換にある。このようにして連邦樹立という現

状打破から現状維持を意味する保全論への原型に復帰したのである。本章では従来の研究であまり問題視されていなかった東亜同文会の「連邦保全」構想及びそれをめぐる政治過程を分析したこと、そしてその中国保全論の変容と多面性の検討を行ったことが評価される。

第五章「東亜同文会の中国世論形成活動——一九〇〇年—一九〇一年の『同文滬報』をめぐる考察」は東亜同文会による義和團事変期の中国での世論形成活動を同会の在滬機関紙『同文滬報』を通して考察したものである。『同文滬報』は二〇世紀初頭の中国社会に政治的、思想的影響を与えた有数の外国新聞の一つである。その時代の中国人が抱いた日本人と日本人の中国觀に関するイメージは、同紙の言論活動によるところが大きい。しかし義和團事変期においては、清朝及び康有為、梁啓超一派と一線を画し、親日的と目されていた劉坤一等の意向を尊重して、目的を達成するという近衛篤磨会長の現実主義的方針と、発会以来同会の多くの人々によつて堅持されてきた西洋對峙論を改革支持論の枠内にとどまるべきだとする『同文滬報』のグループの理想主義的方針との相違が問題となつた。特に中国保全の問題は、對中宣伝の主題としてもとりあげられたが、義和團事変まで同紙における中国保全論は、建前論の

域を越えられず、一挙に政策的提案へ転じたのは、義和団事変以後であった。事変勃発以後の同紙に示される時局対応策は、広範な方面にわたっているが、同会の堅持していた中国の保全は、日本の利益の拡大に最も合致するという認識を再確認しながら、論調の中心は依然として中国保全論に置かれていた。そして保全の目的を達成する基本手段として、日本の経験による改革と、親日的勢力による新政権設立の支持や、ロシアへの抵抗が言及されていた。このように『同文滬報』の保全論は明確な目的や具体的手段の提示を行い、同時代の一般的保全論と区別されるだけでなく、イギリス等の列国との協調等も含まれていた。すなわち、事変前の比較的抽象的な「西洋対峙」論に比べて飛躍的な変化を示したのである。しかし、講和の時期に入ると、列国の清朝統治維持政策に同調し、また満州問題解決のため清朝の位置付けは一変して、保全のため利用すべき要素の位置に置かれるのである。問題は、南方総督巡撫と康有为、梁啓超一派及び他の立憲勢力に対する対応である。『同文滬報』自体の保全論の論理にそえば内外政策の上で、改革やロシアへの抵抗を主張していた康、梁等を支持する立場に接近し、同時に彼らを否定していた劉坤一、張之洞両総督と対立することになり、対中活動の重要な拠点を失う

ことを意味する。その一方で、戦闘の最中で保全の一環とされた南方に親日の新政権を樹立することは、南方総督巡撫等の独立反対の意志の表明により見送られた。ここにおいて『同文滬報』は劉、張を批判することになる。こうした主張の矛盾は、『同文滬報』の保全論の論理的破綻を示すものであり事変後ますます政府の対外政策と一体化することになった近衛の現実主義的対中路線と、『同文滬報』グループの過激な改革論で中国の内政に関与する対中路線との間のズレの拡大という要因が加わり、一応宣伝の目標を達成した同紙は、東亜同文会の手を離れることになった。『同文滬報』の譲渡は東亜同文会の対中世論形成活動に終止符を打たせることになり、積極的中国政策をもって政府の対中政策批判を行ってきた政治的姿勢の終焉を象徴することになった。こうして同会は事業の重点を政治活動から教育及び調査研究へと移行させることとなるのである。

本章はこれまでほとんど利用されてこなかった『同文滬報』の論説と当事者の一次資料の分析を通じて、対中宣伝の論調を分析した点が評価される。

第六章「東亜同文会の日中共存論——中国ナショナリズムへの対応（一九一九—一九二九）」は、第一次大戦後、列強の中国における権益獲得競争の激化を契機にして起

た中国ナショナリズム運動に対する東亜同文会の対応を考察したものである。義和団事変、特に日露戦争以後、東亜同文会は政治活動に対して消極的な態度をとっており、在中国の日本人教育事業や、調査研究に会の重点を置いていた。しかし、一九二三年、外務省の外局として対支文化事業部が発足し、財政援助を受けるようになると、政府の政策が同会の活動を制約するようになる。第一次大戦が終わった時点において東亜同文会は二五〇〇名の会員を擁する団体であり、日中関係が緊張するにつれて、文化活動以外の分野に介入を始めることになる。例えば、時局論の提示が同会の調査編集部によって行われ、政治の政策宣伝を行うとともに、情報分析や調査研究の結果による政策的提言を行った。本章は中国のナショナリズムが高揚した時期において、東亜同文会がスローガンとして唱えた日中共存論に焦点をあて、考察を進めている。特に同会における中国問題の代表的論客であり、調査編集部を主宰した一宮房次郎と根岸估両理事の執筆した論説の分析を行う。

その結果、東亜同文会が唱えた日中共存論は、従来の対中理念の基盤とされていた同文同種を放棄し、経済関係を日中関係の基調と位置づけた。新しい標語が揚げられた原因は、第一次大戦後、中国という市場と原料産地を確保す

るため、さらに英米などとの競争の激化、ナショナリズムを背景とする中国政府による産業保護運動の高揚によって変更を余儀なくされたからである。だが中国の主張をそのまま受け入れれば、日本の在中権益、特に政治的権益の喪失を意味し、そこにジレンマが生じた。ワシントン会議前後には政府の協調外交の動向を反映し、会の一部には中国国民の中に存在していたナショナリズムを評価する認識が表われてきた。しかし国民革命の目標達成の可能性については懐疑的であり、国権回復運動の急速な進展を抑制するために、東亜同文会があげた根本的な政策は対英米協調の維持であった。すなわち、欧米に対するものとしての日中共存と、中国に対する対英米協調は、相互補完的なものとして同時期の東亜同文会の日中共存の構図に混在していたことが指摘される。本章の評価すべき点は、日本政府の対外政策の影響を受けた同会の時局論と、中国情報認識の相互関係を明らかにした点であろう。

第七章「東亜同文会の満州事変観——『支那』誌の論調分析を中心に」は、東亜同文会の満州事変に対する認識と言論による対応を考察したものである。満州事変発生後、東亜同文会は日露戦争以前のような時局への政治的関心を再燃させ、言論により事変を肯定する世論形成の役割を果

たす方へ転換した。本章は機関誌『支那』の論説をていねいに分析し、満州事変前における同会の対中認識を原点とし、満州事変前における同会の言論活動による対中観を検討し、次の点を明らかにしている。事変前は、權益拡張論を主張しながらも日中間でいわゆる「共存共栄」的前提に立ち必要な妥協を通して在滿蒙日本權益を根本的に確保するという時局観を固持していた。しかし、満州事変の勃発とともに、対中認識は急転する。国益擁護の立場に基づいた同会は、他のマスコミと同様、日本正当論による中国非難を展開する機関として役割を果たしていく。この中で軍事占領による既得權益擁護論は、同会の対中認識の主論調となっていた。同会は一面において既成事実を追認し、

他面において現状に批判的であるという二重の姿勢をとった。すなわち対中強硬策を主張しながら、欧米に対する配慮は忘れないという立場である。そして、満州国建国に続く国際連盟脱退以降は、満州国へ経営改善を通して日本の孤立した国際的地位の改善を主張する。同時に満州国の承認については、非妥協的態度をくずさず、中国側との関係調整、特に日本を主導する亜細亞連盟への試みを通して両国間の対立を緩和し、その在中利益拡張への抵抗を減少させようというものであった。すなわち、東亜同文会の満州

事変認識を支えた中国観の転換と、戦前期日本における非政府組織の文化活動が政策に傾斜する事態の究明を試みたのである。従来、満州事変期の東亜同文会そのものに関する実証的研究はなされておらず、特に同会の満州事変を背定しつつ、なお事変の打開を模索した実態、及びそれを支えた対中認識については、ほとんど究明されていなかった。その点を明らかにした点は高く評価できる。

第八章「結論」は序論で提起した研究の課題と関連させて、東亜同文会の中国保全理念の変容の問題を帰納的に論じている。

以上により内容の紹介を終るが、本論文の評価すべき点は次のようである。

第一は東亜同文会という非政府組織の中国認識を全体的に分析した点である。従来、日本の対中国認識に関する研究は、政府、軍部あるいは個人を対象とするものが多かったが中間領域にある組織に焦点をあてた研究は多くなかった。その意味で本研究は従来の研究の空白部分を埋めるものである。

第二はアジア主義に関する研究の一助としての意味である。東亜同文会の対中理念の本質には、アジア諸民族との連帯を訴え、欧米のアジア進出に対抗するという連帯論を

中心とするアジア主義の初期の形態と重なる部分があった。その意味で、日本におけるアジア主義の本質を説明することに役立つ点特徴的である。

第三は、政府の対中政策と東亜同文会の中国認識及び対中活動との関係が明らかにされたことである。政府の政策の変化が、東亜同文会の対外認識と対外活動に与えた影響、東亜同文会の非政府組織としての独自性の維持と政府の政策への傾斜の検討が綿密に行われている。そこからは、戦前期日本における政府・軍部以外の対中認識と、対中活動の可能性と限界を引き出すことができる。

第四は、利用した文献と資料の量とその扱い方である。東亜同文会の『東亜時論』『垂東時報』『支那』『同文滬報』などの機関誌紙を精読するとともに、外務省外交史料館所蔵の資料、日中両国関係者の回想録、日記、伝記の類を広範に参照し、しかもきわめて冷静な態度でこれを分析している。中国人である翟君にとって、東亜同文会は「日本帝國主義の手先」「侵略主義の立案者」との理解でも不思議はないが、きわめて冷静かつ公平な態度で分析している点が評価できる。

だが若干の問題がないわけではない。東亜同文会の活動が方向転換した時期にあつたとはいえ、辛亥革命、二十一

ヶ条要求に代表される日本の対応がきわめて鮮明に表れた時期の会の対応について言及がないこと、さらに翟君にとって外国語である日本語で記述したため、時折生硬な表現が見られる点である。これらは今後の研鑽と本として出版される際の追加と訂正に期待したい。以上の評価に基づき、審査員一同は翟君の業績に対し博士（法学・慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

平成一〇年三月四日

主査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

池井

優

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

山田

辰雄

副査

慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

寺崎

修